

鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 交付申請時期は、**県土整備部所管事業市町村負担金通知要領に基づく通知書の受理日から30日を経過する日まで**に行ってください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了・実績報告書提出（実績報告書の提出）

- ※事業の完了
⇒間接補助事業等のすべてが完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日

- 実績報告を下記提出先に郵送又は持参してください。
- 実績報告の時期は、**間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日**とします。ただし、規則第17条第1項第3号の場合にあっては、**補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日**となります。

- 【事業が年度内に終わらない場合】
変更承認申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
- 【事業の遂行が困難となった場合】
遂行困難報告書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

○詳細については、「[鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金交付要綱](#)」をご確認ください

提出先	所轄の総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、 県土整備事務所長に提出してください。
提出部数	提出部数は正副併せて2部です。

問い合わせ先	鳥取県県土整備部・治山砂防課 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎5階) 0857 - 26 - 7382 chisansabou@pref.tottori.lg.jp
所轄の県土整備事務所、総合事務所 西部総合事務所日野振興センター	又は